

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の制定について

— 市民の皆様から意見を募集します —

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。

子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営について、国が省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることになりました。

本市においても、放課後児童健全育成事業について、厚生労働省令で定める基準に基づき基準案を策定いたしましたので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

※ 川崎市では、「わくわくプラザ事業」を厚生労働省の放課後児童健全育成事業を包含した事業として実施しています。

1 意見の募集期間

平成26年8月28日(木)から9月26日(金)まで

※郵送の場合:9月26日(金)当日必着

持参の場合:9月26日(金)17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、

川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんのでご了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

平成26年11月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

電話 044-200-3083 FAX 044-200-3931

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」概要

1 趣旨

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法整備法」）により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

2 条例制定の基準となる省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

3 省令基準の区分

省令基準の内容には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります。

従うべき基準	基準の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 この基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	自治体が「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される。

4 内容

項目	国基準	区分	本市の考え方
事業の一般原則等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないこと ■ 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格を尊重した運営 ■ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明 ■ 運営の内容についての自己評価と結果の公表 ■ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと） ■ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画、訓練等（非常災害対策） 	参酌すべき基準	国基準のとおり
職員の一般的要件等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないこと ■ 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないこと ■ 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修の機会の確保 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目	国基準	区分	本市の考え方
設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置しなければならないこと ■ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと ■ 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。） ■ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと 	参酌すべき基準	<p>国基準のとおり</p> <p>《本市独自の経過措置》 ただし、専用区画の面積基準に満たない場合は、施行日から平成32年3月31日まで経過措置を設けることとする。</p>
職員の員数及び資格等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならないこと ■ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること ■ 放課後児童支援員は、別掲各項のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと ■ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。） <p>《経過措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了したものに、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること 	従うべき基準	国基準のとおり
児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること 	参酌すべき基準	国基準のとおり
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること ■ 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目	国基準	区分	本市の考え方
<p>その他運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止 ■ 職員の利用者に対する虐待の禁止 ■ 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理 ■ 感染症又は食中毒の発生、又はまん延の防止 ■ 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理すること ■ 放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 開所している日及び時間 ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・ 利用定員 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 事業の利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他の事業の運営に関する重要事項 ■ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 ■ 職員の秘密の漏洩の禁止等 ■ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等 ■ 市から指導又は助言を受けた場合の必要な改善 ■ 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力 ■ 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動の説明、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならないこと） ■ 市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して支援にあたること ■ 事故が発生した場合は、市、保護者等への連絡と必要な措置を講じなければならないこと ■ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償 	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国基準のとおり</p>

(別掲)

放課後児童支援員について

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 保育士
- 社会福祉士
- 高等学校等を卒業した者等であって2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 教員免許を有する者
- 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学が認められた者
- 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

5 施行期日

平成27年4月1日